

社会保障審議会児童部会
児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会
(第6回)

平成22年11月16日(火) 10:00~12:00
合同庁舎5号館 共用第8会議室(6階)

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて
- (2) 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて
- (3) 接近禁止命令の在り方について
- (4) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 資料1 児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する個別論点の検討(1)(法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会資料)
- 資料2 児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する個別論点の検討(2)(法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会資料)
- 資料3 第6回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会論点ペーパー

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する個別論点の検討(1)

(前注)

- 1 この資料では、これまでの審議の経緯及び意見募集の結果を踏まえ、現時点で優先的に検討すべきと思われる個別論点を取り上げており、必ずしも網羅的に論点を列挙したものではない。
- 2 この資料において、「中間試案」とは、「児童虐待防止のための親権制度の見直しに関する中間試案」を、「補足説明」とは、「児童虐待防止のための親権制度の見直しに関する中間試案の補足説明」をいう。
この資料におけるその他の用語については、中間試案及び補足説明と同様である。

第1 親権制限に係る制度の見直しに関する個別論点

1 親権制限の全体的な制度の枠組み

親権の一部制限制度について、どのように考えるか。

(注)

管理権についての喪失制度又は一時的制限制度以外に、親権の一部制限制度を設けるとする考え方（中間試案第1の1(2)の乙案及び丙案）には、以下のような問題があるが、この制度を設けることについて、どのように考えるか。

・乙案の問題点（補足説明11頁参照）

- ① 監護権の全部の制限をしたからといって、必ずしも安定的に子を監護することができるとは限らない。
- ② 現実に、監護権を適切に行使することはできないが、管理権については適切に行使することができる親権者は、あまり想定されない。

・丙案の問題点（補足説明12頁以下参照）

- ① 親権の一部に限って制限するだけでは、子の利益の観点から不十分であり、制限する親権を一部に限ることによって、かえって子の安定的な監護を害するおそれがある。
- ② 現行民法における分類から離れて親権の一部を特定するため、審理が長期化するおそれがあるほか、個別具体的な場面において、親権のうちの何が制限されているのかが判然としないおそれがある。

(中間試案)

第1 親権制限に係る制度の見直し

1 親権の制限の全体的な制度の枠組み

(1) 親権の全部についての喪失制度及び一時的制限制度

親権の全部の喪失制度（現行制度）のほか、親権の全部の一時的制限制度を設けるものとする。

(2) 親権の一部制限制度

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【甲1案】

親権の一部制限制度としては、現行の管理権の喪失制度のみとする。

(注)

【甲1案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度を加える考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度及び管理権の喪失制度の三つとする考え方である。

【甲2案】

親権の一部制限制度として、管理権の一時的制限制度のみを設けるものとする。

(注)

【甲2案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度を加えるほか、現行の管理権の喪失制度に代えて、管理権の一時的制限制度を設ける考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度の三つとする考え方である。

【乙1案】

親権の一部制限制度として、現行の管理権の喪失制度のほか、監護権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【乙1案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度及び監護権の一時的制限制度を加える考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度、監護権の一時的制限制度及び管理権の喪失制度の四つとする考え方である。

【乙2案】

親権の一部制限制度として、監護権の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【乙2案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度及び監護権の一時的制限制度を加えるほか、現行の管理権の喪失制度に代えて、管理権の一時的制限制度を設ける考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度、監護権の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度の四つとする考え方である。

【丙案】

親権の一部制限制度として、親権の一部（事案ごとの必要性に応じて個別に特定される一部）についての喪失制度及び一時的制限制度を設けるものとする。

（注）

【丙案】は、現行の親権の喪失制度及び管理権の喪失制度に代えて、親権の全部又は一部の喪失制度及び親権の全部又は一部の一時的制限制度を設ける考え方である。

この案は、親権の内容について監護権や管理権といった民法において現在分類されているところから離れて、個別の事案ごとに、審判において喪失又は一時的制限の対象となる親権の一部を具体的に特定することを前提としている。

2 親権の制限の具体的な制度設計

(1) 親権の制限の原因

ア 親権の喪失の原因

親権の喪失の原因について、どのように考えるか。

（注）

1 虐待等を条文上明示するかどうかについては、申立てや審判の在り方が親権者を非難するような形になり、親権の喪失後の親子の再統合に支障を来すおそれがあるとして、これを明示しないとする考え方（中間試案第1の2(1)アのC案）がある一方、このような考え方に対しては、以下のような指摘があるが、どのように考えるか。

① 一般的な児童虐待の防止の観点からは、虐待等をすると親権の喪失がされ得るということを明確にする方がよい。

② 事案によっては、虐待をした親権者に対し、虐待であることを明示する方がよい場合もある。

なお、親子の再統合を図るべき事案では、まずは親権の一時的制限制度が利用されることが想定される場所、中間試案は、親権の一時的制限の原因については、虐待等を掲げないこととしている（中間試案第1の2(1)イ参照）。

2 例えば、薬物中毒の事案や他のきょうだいに対する虐待の事案等の取扱いについて、どのように考えるか（中間試案第1の2(1)アのA案を採る場合に、その前段に「その他の著しい非行があった場合」を加える

ことも考えられるが、どうか。)

- 3 親権の喪失制度と親権の一時的制限制度との役割分担については、親子の再統合を図るべき事案では、まずは親権の一時的制限制度を利用し、親子の再統合を図るのが相当でない事案では、親権の喪失制度を利用することが考えられるところ、この点を明確にする観点から、親権の喪失の審判は、相当の期間内にその原因が消滅する見込みがあるときは、することができないものとするので、どうか。

イ 管理権の喪失の原因（【甲1案】又は【乙1案】を採る場合）

【甲1案】又は【乙1案】を採る場合の管理権の喪失の原因について、どのように考えるか。

(注)

中間試案第1の2(1)エのB案は、事案Fや事案Gのように、父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であって子の利益が害されているが、財産を危うくしたとはいえないような事案について、管理権の喪失によって対応しようとする考え方であるが、このような対応について、どのように考えるか。

(中間試案)

第1 親権制限に係る制度の見直し

2 親権の制限の具体的な制度設計

(1) 親権の制限の原因

ア 親権の喪失の原因（【丙案】を採る場合には、親権の全部又は一部の喪失の原因）

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】父又は母による虐待、悪意の遺棄又は財産の管理に関する不正な行為があった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

【B案】父又は母による虐待、悪意の遺棄、財産の管理に関する不正な行為があった場合その他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

【C案】父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、

親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

イ 親権の一時的制限の原因（【丙案】を採る場合には、親権の全部又は一部の一時的制限の原因）

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を害するときは、親権〔の全部又は一部〕の一時的制限をすることができるものとする。

ウ 監護権の一時的制限の原因（【乙1案】又は【乙2案】を採る場合）

父又は母による監護権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に監護権を行わせることが子の利益を害するときは、監護権の一時的制限をすることができるものとする。

エ 管理権の喪失の原因（【甲1案】又は【乙1案】を採る場合）

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、管理権の喪失をすることができるものとする。

【B案】父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときは、管理権の喪失をすることができるものとする。

オ 管理権の一時的制限の原因（【甲2案】又は【乙2案】を採る場合）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときは、管理権の一時的制限をすることができるものとする。

(2) 親権の一時的制限の期間

家庭裁判所は、2年を超えない範囲において制限の期間を定めて親権の一時的制限の審判をするものとすることについて、どのように考えるか。

(注)

以下の理由により、中間試案第1の2(2)のA案を採り、制限の期間については、2年の上限を設けるのが相当であると思われるが、どうか。

- ・ そもそも、親権の一時的制限の制度を設ける趣旨の一つには、時間的に過剰な親権の制限を避けるという点があるところ、そのような観点からは、事案に応じて個別に制限の期間を決めるA案の方が、考え方として制度趣旨に沿うものであるということが出来る。

- ・ 親権の一時的制限制度の利用が想定される事案としては、①親子の再統合を図るために親権の制限の期間を限るのが相当な事案、②医療ネグレクトの事案、③児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置がとられている事案が考えられる（補足説明第1の1(1)イ参照）が、②及び③の事案では、通常は、個別に制限の期間を定めるのが相当であると考えられる。すなわち、②では、問題となっている疾病の治療に必要な医療行為が完了することが見込まれる時期まで親権の制限をするよう期間を定めることが考えられ、③では、措置の終期と親権の制限の終期が同時になるように制限の期間を定めることが考えられる。

①の事案については、審判の時点で、個別の事案ごとに親子の再統合に必要な期間を適切に判断するのは困難であるとも思われるが、児童の家庭復帰に向けて保護者の指導を行うとともに、安定した生活を通じ児童の心身の改善を図るには、おおむね2年程度が一つの目安となるとして、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置の期間が2年を超えてはならないものとされていることなどにかんがみれば、①の事案のような場合は、通常は、2年間、親権の制限をするのが相当であると考えられるので、A案を採ったとしても、実際の運用に支障を来すおそれはないと考えられる。

- ・ 親権の喪失制度と親権の一時的制限制度との差異を明確にし、両者の適切な役割分担を図る観点から、制限の期間には上限を設けるのが相当である。仮に制限の期間に上限を設けないとすると、①のような事案において、審判の時点において制限の期間を決めるのに著しい困難が伴い、実際の運用に支障を来すおそれがある。
- ・ 上記①から③までのような事案において、2年以上の期間を決めて親権を制限すべきような場合は、あまり想定されず、2年以上の期間、親権を制限すべきような事案については、親権の喪失又は再度の親権制限の審判（中間試案第1の2(5)参照）によって対応するのが相当であると考えられる。

（中間試案）

- 第1 親権制限に係る制度の見直し
- 2 親権の制限の具体的な制度設計

(2) 親権の一時的制限の期間

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】

家庭裁判所は、〔2年〕を超えない範囲において制限の期間を定めて親権の一時的制限の審判をするものとする。

【B案】

親権の一時的制限の期間は、〔2年間〕とする。ただし、家庭裁判所は、〔特別の事情〕があるときは、〔2年〕を超えない範囲内において制限の期間を定めて親権の一時的制限の審判をすることができるものとする。

(注)

- 1 【A案】における制限の上限の期間又は【B案】における原則的な制限の期間の具体的な年数については、2年とすることが考えられるが、1年又は3年とする見解もあり、なお検討するものとする。
- 2 【B案】を採用する場合において、どのような場合に個別に制限の期間を定めることができるものとするか（すなわち、ただし書の要件をどのように規律するか）については、なお検討するものとする。
- 3 上限の期間も原則的な期間も設けず、家庭裁判所が個別の事案ごとに制限の期間を定めるものとする見解もある。

(5) 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権を行うことができないようにすることができるものとするが、その場合の規律については、特段の規律を設けるかどうかも含めて、なお検討するものとする。

(3) 親権の制限の審判の請求権者

- ① 子を、親権の制限の審判の請求権者とするについて、どのように考えるか。
- ② 未成年後見人を、親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限の審判の請求権者とするとして、どうか。

(注)

親権の一時的制限の審判がされた結果として未成年後見が開始したとして選任された未成年後見人は、子の監護等をする立場にあることにかんがみ、未成年後見人を、一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権を行うことができないようにする再度の親権の制限の審判の請求権者とするものが考えられるが、どうか。

(中間試案)

第1 親権制限に係る制度の見直し

2 親権の制限の具体的な制度設計

(4) 親権の制限の審判又はその取消しの申立人

- ① 現行の親権又は管理権の喪失制度と同様に、子の親族及び検察官は、親権の制限の審判の申立人とするものとするが、このほかに、子を親権の制限の審判の申立人に加えることについては、なお検討するものとする。
- ② 現行の親権又は管理権の喪失の審判の取消制度と同様に、親権の制限をされた本人（父又は母）及びその親族を親権の制限の審判の取消しの申立人とするものとする。

(注)

- 1 親権の制限の審判の申立人に子を加えるかどうかについては、積極・消極の両論があるほか、親権の喪失の審判の申立人には子を加えず、親権の一時的制限の審判の申立人には子を加えるものとする見解もある。
- 2 児童福祉法上の手当てにより、児童相談所長も親権の制限の審判の申立人とされることを想定している。
なお、児童相談所長を親権の制限の審判の取消しの申立人とするかどうかについては、別途検討されることを想定している。

(5) 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権を行うことができないようにすることができるものとするが、その場合の規律については、特段の規律を設けるかどうかも含めて、なお検討するものとする。

3 同意に代わる許可

同意に代わる許可の制度について、どのように考えるか。

(注)

- 1 同意に代わる許可の制度は、事案Fや事案Gのような場合に利用されると考えられるところ、この制度については、以下のような問題点があり、そのような場合には、むしろ親権（管理権）の制限をし、未成年後見人を選任することにより対応すべきであるとの指摘がある（補足説明第1の3(2)ウ参照）が、この制度を設けることについて、どのように考えるか。
 - ① 同意に代わる許可をするだけでは、未成年者を契約等に関し不安定な状態におくことになり、未成年者のための対応として不十分である。

- ② 同意に代わる許可の制度では、契約関係に対応する適切な法定代理人が用意されないため、未成年者に債務不履行等があつて相手方が解除をしようとする場合等には、相手方が契約にかかわっていない親権者に対して意思表示をしなければならないなどの事態を生じさせることになる。そのため、同意に代わる許可の制度は、このような事態が生ずることを理解した上でなお契約を締結する相手方との契約締結に利用することを想定した制度ということになるが、そのような制度を設けることが適当か。
- ③ 法律行為についての問題が生ずるたびに同意に代わる許可を得なければならず、未成年者に過度の不都合を強いる。
- ④ 普段からその未成年者の状況等を把握しているわけではない家庭裁判所が、個別の法律行為の当否等について適切に判断するのは困難である。
- 2 同意に代わる許可の制度を設けるためには、適切な制度設計をすることが必要であり、適切な要件設定をすることができるかという点が問題となるが、この点について、どのように考えるか。

要件設定については、例えば、以下のようなことが問題となる。

- ① 同意に代わる許可の制度を設けるに当たっては、本来国家が介入すべきでないような家庭の事案に国家が介入することがないような制度設計をしなければならないが、そのための要件設定をどのように考えるか。

仮に中間試案のような要件設定をした場合には、基本的な部分において、要件が親権の一時的制限の原因と同様となり、親権の一時的制限をするのが相当と考えられる事案においても、安易に同意に代わる許可の制度の方が利用されるおそれがあるようにも思われ、両制度の関係についてどのように考えるかが問題となる。

また、この点に関連して、同意に代わる許可の申立てがあつた場合に、家庭裁判所は、その判断で、親権の一時的制限の審判をすることができるものとするかどうか、また、その逆はどうかについて、どのように考えるか。

- ② 仮に中間試案のような同意に代わる許可の制度を設けることを検討する場合、制度の対象となる未成年者について、単に意思能力があるというだけでなく、それ以上のある程度の判断能力を有している者に限るべきであり、意思能力のある未成年者一般に適用可能であることを前提として同意

に代わる許可の制度を設けることは適当ではないとの見解もあるが、適切に制度の対象を設定するための要件について、どのように考えるか。

例えば、制度の対象を一定の年齢以上の子に限るということも考えられるが、この点について、どのように考えるか。仮に制度の対象を一定の年齢以上の子に限るとした場合、どのような年齢を設定するのが適当か。なお、この点に関し、判断能力に着目して年長の子に限るものとする、事案Fのような場合に制度を利用することができなくなるのではないかとも思われる。

- 3 仮に、同意に代わる許可の制度を設ける場合、その請求権者は、子本人のみとすることが考えられるが、どうか。

(中間試案)

第1 親権制限に係る制度の見直し

3 同意に代わる許可の制度

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であって父又は母に親権を行わせることが子の利益を害する場合において、法定代理人の同意を得なければならない未成年者の法律行為について、親権を行う父又は母が未成年者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、法定代理人の同意に代わる許可を与えることができるものとする制度を設けるかどうかについては、なお検討するものとする。

第2 未成年後見制度の見直しに関する個別論点

1 法人による未成年後見

成年後見人については、民法第843条第4項において、成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとされているが、未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情について、どのように考えるか。

(注)

成年後見人となる者の適格性についての家庭裁判所による審査は、従前も実

務上行われていたところであるが、平成11年の民法改正の際には、複数又は法人の成年後見人の選任を可能とすること等に伴い、成年被後見人との利益相反のおそれのある者を適切に排除することができるような制度的な担保が必要とされたことから、第843条第4項において、成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情が新たに規定された。

また、仮に成年後見人についてのみ法人を含む旨を明文で規定すると、民法の他の規定の解釈に影響を与える（明文の規定がないと自然人に限定されるのではないかとの疑義が生ずる。）ことを避けることにも配慮して、正面からこれを規定することはせずに、成年後見人となる者が法人である場合の考慮事情を掲げることにより、法人が成年後見人になることができることを確認的・注意的に明らかにすることとされた。

そこで、未成年後見人についても、同様の方法による手当てをすることが考えられるが、未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情について、どのように考えるか。

(中間試案)

第2 未成年後見制度の見直し

1 法人による未成年後見

法人を未成年後見人を選任することができるものとする。

(注)

未成年後見人としての適格性を有する法人が未成年後見人を選任されることをどのように制度的に担保するかについては、なお検討するものとする。

(参照条文)

○民法

(未成年後見人の指定)

第839条 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。

2 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

(未成年後見人の選任)

第840条 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

(父母による未成年後見人の選任の請求)

第841条 父又は母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失ったことによって未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(成年後見人の選任)

第843条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

2 未成年後見人の人数

① 身上監護に関する権利義務を有する未成年後見人は、一人でなければならないが、財産管理に関する権限を有する未成年後見人は、複数でもよいものとするについて、どのように考えるか。

② 財産管理に関する権限を有する未成年後見人が複数ある場合の権限の行使の在り方について、どのように考えるか。

(注)

1 現行民法が、未成年後見人の職務の性質上、複数の未成年後見人間の方針に齟齬が生ずることが未成年者の利益の観点から相当でないとして、未成年後見人を一人に限っている趣旨にかんがみ、身上監護に関する権利義務を有する未成年後見人は、一人でなければならないものとするのが考えられるが、どうか。

2 現行民法は、成年後見人が複数ある場合の権限の行使の在り方について、原則として、それぞれ単独で被後見人を代表するが、家庭裁判所は、共同行使又は分掌の定めをすることができるものとされている（民法第859条の2）が、未成年後見人について、どのように考えるか。

(中間試案)

第2 未成年後見制度の見直し

2 未成年後見人の人数

複数の未成年後見人を選任することができるものとする。

(注)

複数の未成年後見人の権限の行使についての規律については、なお検討するものとする。

(参照条文)

○民法

(未成年後見人の選任)

第840条 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

(未成年後見人の数)

第842条 未成年後見人は、一人でなければならない。

(成年後見人の選任)

第843条 (略)

2 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。

3 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

4 (略)

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第859条の2 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

3 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する個別論点の検討(2)

第3 子の利益の観点の明確化等に関する個別論点

1 子の利益の観点の明確化

親権を行う者は、子の利益のために、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。どうか。

2 懲戒

懲戒場に関する部分を削除することを前提に、懲戒に関する規定の見直しについて、どのように考えるか。

(中間試案)

第3 その他

1 子の利益の観点の明確化

民法の親権に関する規定において、子の利益の観点を明確にする方策については、なお検討するものとする。

2 懲戒

懲戒に関する規定を見直すことについては、なお検討するものとする。

(参照条文)

○民法

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(懲戒)

第822条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 子を懲戒場に入れる期間は、6箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。

第4 親権制限に係る制度の見直しに関する個別論点（その2）

1 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、期限を定め、又は定めないで、親権を行うことができないようにする場合（再度の親権の制限をする場合）に関する規律について、どのように考えるか。

（注）

再度の親権の制限について特段の規律を設けるかどうかについては、以下のような点を踏まえ、検討する必要がある。

1 再度の親権の制限の原因について

親権の一時的制限制度を設ける趣旨（補足説明4頁以下参照）にかんがみれば、親権の一時的制限の期間が満了した時には、父又は母は、原則として、親権を行うことができるようになる制度にするのが相当であり、親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権の一時的制限をする場合の親権制限の原因を、当初の一時的制限の原因より緩やかにし、容易に再度の一時的制限をすることができるようにするのは相当でないと考えられる。

同様に、親権の一時的制限の期間の満了後、期限を定めないで親権を行うことができないようにする（親権を喪失させる）場合の原因についても、当初の親権の喪失の原因より緩やかにし、容易に期限の定めなく親権の制限をすることができるようにするのは相当でないと考えられる（親権の喪失の原因について帰責性の要素を必須としないのであれば、このようにする必要性も乏しいものと考えられる。）。

もっとも、一時的制限の期間中、父又は母は、親権を行うことがないことも踏まえ、具体的にどのような場合に、期限を定め、又は定めないで、再度の親権の制限をするのか（その判断に当たって、具体的にどのような事情を考慮するか）については、別途検討する必要がある。

2 期間等について

当初の親権の一時的制限について、2年を超える期間を定めることはできないものとするのであれば、期間の満了後に、2年を超える期間を定めて親権の一時的制限をすることを認める合理的理由はないと考えられるが、どう

か。

この点に関連して、中間試案に関する意見募集においては、一時的制限を繰り返すのは相当でなく、期限を設けて親権を制限することができる回数に限った方がよいとの意見もあったが、この点については、事案に応じて柔軟に対応する必要があることから、法律によって回数を制限するのは相当でなく、運用にゆだねるべきと考えられるが、どうか。

3 手続上の問題について

再度の親権の制限をするに当たっては、既にされた一時的制限の審判及びその資料を前提とする必要があるが、このことは、家事審判手続の運用等によって図られるべき事柄であって、再度の親権の制限について民法に特段の規律を設けるかどうかとは直接の関連性を有しないと考えられる。

なお、再度の親権の制限の申立てから審判の確定までの間に一時的制限の期間が満了する場合は考えられるが、これについては、職務執行停止の保全処分（家事審判規則第74条参照）によって対応することが考えられる。

2 親権の一時的制限の期間といわゆる強制入所等の措置の期間との関係

児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置がとられている児童の親権者について親権の一時的制限をするときにおける制限の期間の定め方について、どのように考えるか。

(注)

この点は、基本的には、制度創設後の運用の在り方の問題であると考えられ、必ずしも、現時点においてどちらの運用によるのが相当であるかを定めるべき問題ではないが、親権の一時的制限の期間の定め方や、そもそも親権の一時的制限制度を創設する趣旨・目的にも関連することから、検討しておくのが相当である。

この点については、施設入所等の措置の終期と親権の制限の終期とが同時になるように期間を決めて親権の制限をするとの運用の在り方と、それぞれの終期を同時にすることはせず、特に事情のない限り、親権の一時的制限の期間を2年間とするとの運用の在り方が考えられる（別図参照）。

(中間試案)

第1 親権制限に係る制度の見直し

2 親権の制限の具体的な制度設計

(5) 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権を行うことができないようにすることができるものとするが、その場合の規律については、特段の規律を設けるかどうかも含めて、なお検討するものとする。

(参照条文)

○児童福祉法

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 (略)

4 都道府県は、第2項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

第6回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会 論点ペーパー

本資料は、社会保障審議会児童部会親権の在り方に関する専門委員会におけるこれまでの御議論等を踏まえ、検討すべき論点について、事務局においてさらなる議論の材料とすべく、その方向性や検討課題を整理したものである。

1 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がない児童等の取扱いについて

(1) これまでの議論

里親等（里親又はファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を行う者をいう。以下同じ。）委託中や一時保護中においても、施設入所中と同様に、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う仕組みが必要ではないかとの論点については、特段の反対意見は無かったところ。

具体的に、誰が親権代行者となるかについては、意見が提起された。

① 里親等委託中について

里親については、組織的な対応をする施設とは異なり、また個人であり様々な人がいることから、児童相談所長が親権を行うこととする仕組みがよいのではないかとの意見があった。

また、平成16年の児童福祉法の改正の際にも、里親については、施設長と同様に監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができることとされた（※1）一方で、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行うこととはされなかった経緯（※2）にも留意する必要があるとの意見があった。

※1 児童福祉法第47条第2項の規定について里親も対象とする改正。その後、平成20年の児童福祉法の改正の際に、ファミリーホームにおける養育者も対象とされた。

※2 児童福祉法第47条第1項の規定については、里親が個人（ファミリーホームも法人が行えるが、個人が中心）であり、設置の認可や改善命令等の監督を受ける児童福祉施設とは異なることにかんがみて、里親をその対象とすることは見送られている。

この点については、ヒアリングにおいても里親関係者より、親権については児童相談所長が担うこととし、里親はその範囲内で児童の日常の監護について責任を持つという役割分担が望ましいとの御意見をいただいた。

② 一時保護中について

一時保護中においては、児童が保護されている一時保護所の児童相談所長ではなく、一時保護を行った児童相談所長が親権を行うのが適当ではないかとの意見があった。

③ 施設入所中について

現行の児童福祉法第47条第1項は、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設の施設長が親権を行うこととしているが、仮に里親委託中及び一時保護中において児童相談所長が親権を行うとすることとした場合には、施設入所中も含めて全て児童相談所長が親権を行うとすることが望ましいのではないかとの意見があった。

その理由としては、親権を行わない親との対立の矢面に施設が立つのは難しい面があること、措置権と親権代行の権限の主体を一元化した方が分かりやすいこと、施設長の資質にはばらつきがあること等から、児童相談所長が親権を持った上で、日常の監護を施設が担うという運用が可能であることがあげられた。

一方で、里親委託中や一時保護中はともかく、施設入所中は現行制度下においても施設長が親権を行うこととされており、その実態を考えればあえて権限を児童相談所長に移す必要はないのではないかといった意見があった。

さらに、現行制度下において施設長が親権を行っているところであるが、その全てを児童相談所長が担うとすれば、児童相談所の体制を考慮すれば困難との意見があった。

(2) 検討の方向性

これまでの当専門委員会における議論を踏まえると、里親等委託中及び一時保護中についても、施設入所中と同様に、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う仕組みが必要ではないかと考えられる。

そして、その受け皿としては、里親等委託中及び一時保護中については、児童相談所長が担うこととすることが適当ではないかと考えられる。また、一時保護中の場合は並立する関係にある一時保護を行った児童相談所長と、一時保護所の児童相談所長に権限を分断するよりも、一時保護を行った児童相談所長に一元化の方が適切ではないかと考えられる。

また、施設入所中については、施設長が親権を行うこととし、それに優先する措置権を児童相談所長が行使する現行の仕組みを維持することでどうか(※3)。

※3 措置権が、児童福祉法第47条第1項の規定により児童福祉施設の施設長の行う親権より優先されることは、同法第27条第4項の規定により明確にされているところ。

(3) 考えられる制度設計

里親等委託中及び一時保護中についても、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設けることとしてはどうか。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 （略）

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 （略）

2・3 （略）

4 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

5・6 （略）

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

2 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

2 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて

(1) これまでの議論

私人の中から未成年後見人の担い手を探して、見つからなければ児童相談所長が親権を行うというよりも、公的機関である児童相談所長が未成年者の監護等について責任を持つという方が理念として望ましいが、そのためには、単に児童相談所長に親権

を行わせればよいというのではなく、未成年者の利益を守ることができるような制度設計について具体的な検討が必要であるといった趣旨の意見があった。

また、施設入所等の措置（施設入所の措置又は里親等委託の措置をいう。以下同じ。）及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のいない者について、広く児童相談所長が親権を行うこととし、一般的に、児童相談所長が未成年の監護等について責任を持つという理念を採用すると、現行の児童相談所の機能を超えることとなるので、慎重な検討が必要であるし、現実に未成年者を適切に監護することができるのかなど難しい面があるとの意見があった。

（２）検討の方向性

現行法においても、児童福祉法第 33 条の 8 の規定により、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合において、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の請求をしなければならないこととされている。

そして、その場合において親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行うこととされており、未成年後見人が確保されず、なお未成年者の福祉のために必要な場合には、最終的には児童相談所長が責任を持つ仕組みとなっている。こうした仕組みを適切に活用する方向で検討してはどうか。

（３）考えられる対応策

こうした仕組みの徹底を図るとともに、未成年後見人の引き受け手の確保のための取組等（※４）とあいまって、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のいない者について、その保護に欠けることのないような環境整備を検討することとしてはどうか。

※４ 法制審議会においては、法人が未成年後見人となることが可能となる仕組みや複数人が共同で未成年後見人となる仕組みについて検討がなされている。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

3 接近禁止命令の在り方について

(1) これまでの議論

事実上、自立している年長の一人暮らしの未成年がアルバイトで稼いだ収入を親が無心しくくる場合や、民間のシェルターで未成年者が生活している場合など、一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいても接近禁止命令が必要な場合があることから、こうした場合に、18歳、19歳など年長の未成年について、子どもからの申し出により、接近禁止命令を裁判所が出すような仕組みが必要との意見があった。

一方で、接近禁止命令は親の権利等に対する強度の制限であることから慎重に検討する必要があるとの意見があった。

また、親子の面会交流については、子の利益を害するなどの特段の事情のない限り、その機会が確保されるのが好ましいものであることも考慮すると、施設入所等の措置がとられていない場合においては、どのような事案について接近禁止命令を認めることとするのか、対象となる事案を適切に線引きするのが難しいとの意見があった。

これに対しては、児童福祉法第27条第1項第2号の児童福祉司指導の措置がとられているケースのみを対象とすることとすれば、事案の線引きが可能ではないかとの意見があった。

しかし、児童福祉法第27条第1項第2号の児童福祉指導の措置がとられているケースは、通常は親と同居しているケースであることから、接近禁止命令をかける前提を欠いており、親の不当な介入から未成年者を保護することが必要な場合は、まずは親権制限の請求や施設入所等の措置を行うことで対応すべきではないかとの指摘があった。

(2) 検討の方向性

施設入所等の措置や一時保護がとられていないケースにおいて、接近禁止命令を裁判所等が発出する仕組みについては、対象となる事案の適切な切り分けが困難である一方で、親権制限の請求又は一時保護、施設入所等の措置を行うことで対応することが可能ではないか。

したがって、児童福祉法第33条の7の規定による親権喪失宣告の請求等、同法第33条の8の規定による未成年後見人等の確保の仕組み等について、適切な運用を図ることとしてはどうか。

また、現行法においては、児童福祉法第28条の規定による、いわゆる強制入所等の措置がとられている場合が接近禁止命令の対象とされているが、平成20年4月の施行以来、接近禁止命令が発出された事例はないところである。(※5)

※5 平成20年度の実績は、面会・通信両方の制限が74件、面会のみが27件、通信のみが15件、接近禁止命令は0件。面会・通信制限は一時保護中や同意入所中も可能。

このように、もっとも命令を発出する必要性が高いと考えられる強制入所等の措置がとられているケースにおいても事例がなく、また非常に強度の親の権利制限であることから、引き続き現行制度を適正に運用することとし、一時保護又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定によるいわゆる同意入所のケースについては、接近禁止命令の対象としないこととしてはどうか。

(3) 考えられる対応策

一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいて、親権者の不当な介入により、未成年者の福祉が害されるような場合には、適切に親権制限の請求や一時保護、施設入所等の措置を行うべきことを周知徹底することとしてはどうか。

一時保護又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定によるいわゆる同意入所のケースについては、①面会・通信制限を適切に行うこと、②保護者に児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれが認められるにもかかわらず、児童の引き渡しを求め、面会・通信制限に従わない等の場合には、児童虐待防止法第12条の2の規定に即して、一時保護を加え、さらに児童福祉法第28条の規定によるいわゆる強制入所等の措置に切りかえた上で、さらに接近禁止命令を発出することが可能であることについて、周知・徹底することとしてはどうか(※6)。

※6 児童福祉法第28条による施設入所等の措置の承認審判の申立をした場合において、これを本案とする接近禁止命令の保全処分の制度の活用も可能。(特別家事審判規則第18条の2)

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

4 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

5 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

6 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

○ 特別家事審判規則

（審判前の保全処分）

第十八条之二 児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が加えられている児童について同法第二十八条第一項各号に掲げる措置についての承認の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条第一項の規定により、当該児童の保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、当該児童の保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、当該承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身近につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

【参考条文】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（面会等の制限等）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（次ページへ続く）

【参考条文】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第十一条（略）

2（略）

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4（略）

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

（親権の喪失の制度の適切な運用）

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。